

## 第23回

日本司法支援センター顧問会議

議 事 録

第23回  
日本司法支援センター顧問会議  
議事次第

1 日時

令和7年1月20日（月）午後1時01分～午後3時03分

2 場所

日本司法支援センター本部 8階会議室

（東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階）

3 議題

【報告案件】

令和6年度における業務実績（概況）について

様々な分野（自然災害、外国人、犯罪被害者等）における地域連携の推進について

ア 「令和6年能登半島地震」被災地支援における地域連携

イ 靈感商法・犯罪被害者支援における地域連携

ウ 「ひとり親」支援における地域連携

エ 外国人支援における地域連携

オ 「犯罪被害者支援弁護士制度」（仮称）施行に向けた連携への取組

午後1時01分開会

○高橋事務局長 顧問の皆様におかれましては、御多用のところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。

定刻を過ぎましたので、ただいまから第23回日本司法支援センター顧問会議を開催いたします。

それでは、開会に当たり、理事長の丸島より御挨拶申し上げます。

○丸島理事長 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

新年早々にもかかわらず、顧問の皆様には大変御多忙のところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。今日は1月20日、大寒の日であります。幸い少し暖かな一日となっております。寒さ暖かさを繰り返しながら、これから春に向かって行ってほしいなというふうに思っております。

まず初めに、会議の冒頭に御報告をしなければならないことがございます。この顧問会議で長く顧問として御指導いただきまいました高木剛顧問が、昨年9月にお亡くなりになりました。実は明日お別れの会が開かれるのですが、享年80歳でいらっしゃいました。

高木さんは、労働組合、連合の会長としての御活躍はよく知られているところでありますが、司法の関係では司法制度改革審議会に委員として関わられ、裁判員制度の創設や法テラスの設立にも多くの御貢献をいただきました。そしてまた、亡くなる直前まで、入院先のベッドの上で御自身の活動を振り返る一文を書き続けてこられまして、日本生産性本部の機関誌に二十数回にわたり連載されてまいりました。その中でも、法テラスの役割の大切さであるとか、あるいは法テラスへの期待というものを多々述べていただいております。

高木様には、大変長い期間にわたり御厚誼をいただきまいましたことを深く感謝申し上げますとともに、謹んで御冥福をお祈りしたいと思っております。

そして、同じ労働界からは、やはり元連合会長を務められました神津里季生さんに本日から顧問として加わっていただきましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、この会議では、この1年の法テラスの活動の概況を御報告することと併せて、各分野に広がっております関係機関との連携協力による法テラスの支援活動について御説明をし、皆様からの御意見を頂戴したいと思っております。

法テラスのサービスの利用件数ですが、この間、全体として増加傾向を示しつつ、安定的に推移しております。そして、ここ一、二年特に感じておりますことは、靈感商法等の被害者、あるいは性犯罪や児童虐待の被害者、認知能力の十分でない高齢者、障がい者や自然災

害の被災者に見られるように、また広くは生活困窮の中にある若者や女性、あるいは在留外国人など、様々な困難を抱えながらも、しかし、容易に声を上げられない方々が沢山おられて支援に辿りつけていない。それだけに、こうした方々に対する積極的な支援が、今後益々必要とされていくだろうということでありまして、最近の状況からそうした状況を見てとることができます。

その意味で、法テラスの活動の量的な面にとどまらず質的な面でも更なる充実を図ることが必要であり、そのためには、なかなか私たちの情報や手が届きにくい方々の傍らにあって支援に当たっておられる関係機関や団体あるいは専門職などの個人、このような方々との連携協力が不可欠となっていくのではないかというふうに思われます。そのような視点から、今日は、法テラスの各分野での連携活動を横断的に御紹介し報告をさせていただきたいというふうに思っております。

さて、今年度、令和6年度の法テラスの活動を若干振り返りますと、令和6年の正月元旦に能登半島地震が発生し、この災害による被災者の支援活動、無料の相談活動をこの間年末まで続けてまいりましたが、さらに9月にこの地域に発生しました豪雨災害を契機として、今年、令和7年9月19日までの被災後一年間、奥能登の3市3町の被災者の援助活動を継続することになりました。ちょうど今は真冬の厳しい寒さの中にある能登半島の被災地であり、移動相談車両の「法テラス号」を引き続き活用するなどして、地元自治体・弁護士会や関係機関・各地の支援者とともに、この地域での相談援助と情報提供活動を継続して取り組んでいるところであります。地元被災者の方々の様々な悩みや問題の解決を図るべく、その期待に応えるべく活動を続けてまいりたいと思っております。

もう一点は、かねてから取り組んでまいりましたひとり親家庭のお子さんの養育費確保を支援する民事法律扶助業務の運用改善が、ようやく昨年4月から実施されることになりました。順調に利用が広がっており、各所から歓迎され、喜んでいただいている声も届いており、まずは一歩前進できたことはよかったなと思っております。

そしてもう一点、総合法律支援法の改正によって新しく導入されることになりました犯罪被害者等支援弁護士制度。犯罪によって被害を受けた方が、被害を受けて間もない時期から全ての手続が終わるまでシームレスに弁護士の支援を受けられるようにしようという趣旨ですが、この制度が法改正を経て次年度中に施行されることが予定されております。そのための業務面や体制面などでの様々な準備、対応に大変忙しく追われてきたこの1年でもありました。

また、年々広がり多様化・複雑化する法テラスの業務の基盤の整備充実を図ることは今後の法テラスの持続可能な活動にとって極めて重要な課題となっていることから、今年度の重点施策としていくつかの課題を掲げました。

事務の簡素化や集約化をはじめとする業務の改善。担い手となる人材の確保育成とそのため新たな人事施策の検討、実施。そして、規模の小さな事務所が多い法テラスの各地の事務所間の相互支援、協力関係の強化。それから、何といてもIT、デジタル化の推進。こうした課題への一体的な取組を今年度進めてまいりましたが、これは、引き続き次年度以降も前進させていかなければならない課題であると考えております。

また、財政面では、コロナ明けのこの2年間、法テラスの利用が拡大する一方で、国の財政状況を反映して去年今年と予算措置はなかなか厳しい状況が続いており、利用の拡大に追いついておりません。そのため、民事法律扶助の業務は、年度末に向かい非常に難しいかじ取りを迫られておまして、地方事務所とともに今大変苦勞しているところであります。

予算措置については、法務省とも連携して引き続き更なる努力をしていかななくてはなりません。より根本的には、近年の社会経済状況の大きな変化の中で法テラスが果たしている役割を社会に積極的に発信し、社会の信頼と共感を広げ、そのようなことも背景として国の予算確保に努めるとともに寄付等の自己収入の確保もを含めて財政運営を安定的なものにしていく、そうした努力も併せて必要なのだろうと考えております。この間、能登の被災者支援とこども食堂をはじめとするこども支援のためのクラウドファンディングに取り組んでおりますが、この経験からもそのようなことを強く感じております。

そして、これからの法テラスですが、法テラスは平成18年、2006年に設立されまして、次年度は20年目の事業年度を迎えることとなります。業務基盤の整備充実を図るということは、取りも直さずこれからの司法アクセスサービスをよりよいものにするためのものでありまして、社会の変化によりよく対応し、法テラスに寄せられる期待にしっかり応える。そういう意味で、これからの法テラスの事業をどのように構想しデザインするかということ、この20年という節目の機会に考える必要があるのではないかと考えております。

その前提として、法テラスのこれまでの歴史を振り返るとともに、今の社会で私たちが何を求められているのかを明らかにすることが大事であるというふうに思っております。そのような趣旨から、法テラスとしては設立後間もない2008年、2010年頃から十数年ぶりになりますが、司法アクセスをめぐる社会調査としてニーズ調査や利用者調査などを6名の研究者の参加を得て実施することにいたしました。また機会がございましたら、そうしたことにつ

いても御報告をしたいと思っております。

以上、昨今の法テラスの活動の概要を申し上げましたが、国際的にも国内的にも転機にあるとされるこの時代に、法テラスの活動の更なる充実を図るために、今後とも様々に御指導を頂くことができましたら大変有り難く思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

**○高橋事務局長** 続きまして、事務局より、執行部の交代と顧問の構成について御報告いたします。

まず、執行部の交代でございますが、前任の山崎理事が離任し、本年4月より新たに栃木理事が就任いたしましたので御挨拶申し上げます。

**○栃木理事** 山崎理事の後任として、昨年の4月に理事になりました栃木でございます。

4年前に裁判官を定年退官して、現在は弁護士をしております。今後ともまたよろしくお願いいたします。

**○高橋事務局長** また、事務局長につきましても、前任の事務局長、佐熊が前年度末に離任し、本年度から新たに私、高橋が事務局長に就任いたしましたので、一言申し上げさせていただきます。

改めまして、事務局長の高橋太郎と申します。よろしくお願いいたします。

私は、昨年3月まで、こちらの常勤弁護士総合企画部長を務めておりました。その前は、日本弁護士連合会において法テラスの担当の対応室長を10年近く務めておりました。法テラスにおいては、理事長の挨拶にもありまして、ようやく20年を迎えるということで成熟してきた面もあり、まだまだ未熟な点もございますので、皆様方の御指導をいただきながら、また私も微力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、常勤弁護士総合企画部長につきましても、高橋の事務局長就任に伴い交代となりました。新たに着任いたしました中澤より御挨拶申し上げます。

**○中澤常勤弁護士総合企画部長** 今年度より常勤弁護士総合企画部長に就任いたしました中澤康介と申します。

私は、元スタッフ弁護士です。そのスタッフ弁護士の経験を生かして、しっかり務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○高橋事務局長** 次に、顧問の構成でございます。

まずは、顧問の退任についてでございます。先ほど理事長からもありまして、平成

20年10月より長きにわたり顧問を務めていただきました高木顧問が、昨年9月に御逝去され御退任となりました。ここに生前の御厚誼に心より感謝し、謹んでお知らせ申し上げます。

次に、顧問の就任について御報告いたします。

昨年11月から、元連合会長で全労済協会理事長の神津里季生顧問に御就任いただきました。神津顧問から、一言御挨拶いただけますでしょうか。

○神津顧問 御紹介いただきました神津です。今日は初めてこちらに来させていただきました。

冒頭の丸島理事長からの御挨拶の中でも詳しく触れていただいたとおりであります。

高木前顧問は、御存じの方も多と思うんですが、満身創痍といいますか、内科的にも外科的にも満身創痍でした。ただ頭脳は明晰で、これも丸島理事長から御紹介いただいたとおりですが、生産性本部の広報紙に連載をしていて、全部で30回の予定だったんですが、たしか22回で絶筆ということになってしまいました。その中でも、司法に関わる事柄、これも御紹介があったとおりで司法制度改革、高木さん本当にどっぷりつかって情熱を持って対応されていたので、そこに当時のことも詳しく記載がされています。

満身創痍だったんですけれども、今回入院先で命を落としてしまったんですが、私どもとしては命を落とすような手術というふうには全く思っていなかったものですから、本当に急なことで、なかなか気持ちの整理がつかないと言うと、もう大分たったので少し大げさな言い方かもしれませんが、そんなところもございます。

これも御紹介ありましたけれども、連合の会長を私の先々代務めておられましたし、また実は若いときに在タイの日本大使館で仕事をしていたという共通体験であるとか、あるいは大学の野球部の先輩でもあったりとか、いろんな形で師匠と弟子のような関係でありました。

実は私自身は、司法関係というのはもともと門外漢といってもいいぐらいの人間だったんですが、今日も座長でいらっしゃる村木さんとの御縁でもあるんですけれども、村木さんの、村木さん御自身が被害者になった件を発端として、例の取調べの可視化ということを含めた新時代の刑事司法制度特別部会という法務省の審議会部会に、連合から、この委員をやってくれやということで、それも結局、高木さんとの新しい縁になったんだと思います。いろいろと高木さん御自身からもアドバイスをもらいましたし、弁護士の先生方のアドバイスを聞いたらいいよといって教えてもらったということでありました。したがって、この法テラスさんの顧問会議、本当に急なことではありましたが、高木さんの後を務めさせていただくと受けとめております。

とても高木先輩の足元には及ばないんですが、そういった中で今申し上げたようなことを含めて考えますと、私は本当に文字どおり浅学非才の身ではありますが、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○高橋事務局長 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては村木座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○村木座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、皆様方お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

この会議に座ると、高木さんのいらっしゃる姿がちょっと思い浮かんでしまって、なかなか寂しい思いがあるんですが、大所高所からいつも意見を下さった高木さんの思いを継いで、また皆さんでよい議論ができればと思っております。よろしくお願いをいたします。

まず最初に、定足数でございます。6名の顧問全員に御出席をいただいておりますので、顧問会議運営規則第1条が定める定足を満たしていることを確認いたしました。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事について、お手元の議事次第にもありますが、本日大きく二つのテーマ、令和6年度における業務実績について、それから様々な分野における地域連携の推進についての2件になります。特に二つ目の地域連携につきましては、五つの具体的な取組を説明していただくことになっております。

続きまして、事務局から配布資料について説明をお願いいたします。

○高橋事務局長 それでは、お手元にあります資料を御覧いただきながら、御確認いただければとお願いをいたします。

最初に、議事次第、出席者名簿、配布資料目録、そして資料1が1件目の議事、令和6年度業務実績に関するもの、資料2が2件目の議事、様々な分野における地域連携の推進についてに関するもの、資料3が資料2の法テラスにおける地域連携の位置に関するもの、資料4が資料2の犯罪被害者等支援弁護士制度施行に向けた連携への取組に関するものです。

配布資料は以上でございます。

○村木座長 ありがとうございます。

それでは、議事の1番目、令和6年度における業務実績について議論を進めたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。近藤総務部長から10分ほどということになっ



ております。よろしく申し上げます。

○近藤総務部長 総務部長の近藤から、令和6年度における業務の概況について御説明申し上げます。先ほどお話がありました資料1を御覧ください。

資料1は、平成18年度以降の主要な業務実績になります。各業務の令和6年度の11月末までの実績が、一番右側の列となっております。こちら11月末までと書いておりますが、一部が統計を取る期間のずれなどから11月までの実績でないものもございまして、その場合はその旨を付記させていただいております。

ではまず、一番上の情報提供業務を御覧ください。情報提供業務の問合せ件数につきましては、コールセンター問合せ件数、地方事務所問合せ件数とも、昨年度並みとなる見込みとなっております。

今年度から、3行目にチャットボット利用件数というのが加わっております。こちらは、令和6年、昨年5月7日から運用を始めた取組になります。具体的には、利用者の方が、法テラスのホームページに設けましたフォームから、チャットでお問合せできる仕組みを新たに設けました。その利用者からのチャットでのお問合せに対して、チャットで自動的に即時返答を行うというものとなっております。

なお、これらの情報提供業務の問合せ件数には、いわゆる靈感商法等対応ダイヤルの件数は含まれておりません。こちらの靈感商法等対応ダイヤルの件数につきましては、後ほど資料2の方で御説明いたします。

次に、民事法律扶助業務と、その下の水色の国選弁護等関連業務の件数につきましては、いずれも令和2年頃から減少傾向にあったものが昨年度に増加に転じ、令和6年度も引き続き増加となる見込みです。全体の件数増減の傾向につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行ですとか破産事件の増加などが件数に影響しているものと思われま

す。次に、その下の犯罪被害者支援業務につきましては、犯罪被害者支援ダイヤルが令和4年度からフリーダイヤル化されたことにより、令和4年度から受電件数が増加しました。今年度は昨年度と同程度になると思われま

す。その下の受託業務につきましては、日弁連からの受託業務になります。この受託業務は、センターが日弁連から委託を受けまして日弁連からの委託経費で行っている業務です。刑事被疑者や犯罪被害者などに対する援助のうち国費で手当てされていないものについて援助を行っているものになります。この受託業務につきましても、全体的に件数が増加しております。

続きまして、一番下、認知度について御説明します。いずれも20歳以上の方々に対し電話  
ないしインターネットで調査をしたものになります。

まず、名称認知度ですが、こちらは「日本司法支援センター」とか「法テラス」の名前を  
知っているかという名称認知度になります。こちらの推移ですが、今年度は55.0%に上昇し  
ているという状況になっております。次に、その下の業務認知度です。こちらはセンターの  
業務内容を知っているかという認知度になりますが、こちらは今年度は17.4%となっております。

以上が令和6年度における業務の概況についてになります。

○**村木座長** ありがとうございます。令和6年度業務概況、業務実績について説明をいた  
だきました。

顧問の皆様方から何か御質問はございますでしょうか。いかがでしょう。

○**北山顧問** 一点、ブルーで網掛けされた国選弁護等関連業務に関して、ご教示いただけ  
ないでしょうか。2024年度の被疑者国選弁護事件受理件数は、4月～11月迄実績から試算する  
と、前年や一昨年を超えて8万6,000件程度と、過去最多になることが推定されます。

この国選弁護事件受理件数の増加が見込まれる背景として、先ほどお話がありました、破  
産事件の増加にみられるような経済情勢の悪化のほか、十数年前に実施された業務の対象範  
囲拡大といった要因が考えられます。もしほかに何か要因が考えられるとしたら、ご教示い  
ただけますでしょうか。 以上です。

○**樫尾第二事業部長** 第二事業部長の樫尾からお答えさせていただきます。

被疑者援助の対象が拡大したという経過はこれまでにございました。平成30年に被疑者国  
選弁護の対象事件の拡大があり、そこでぐっと件数が増えたということがございます。その  
後、対象事件が増えたということではなく、コロナ禍で一旦減少時期に入りましたけれども、  
数年前から刑事事件自体が増加の傾向になっておりますので、それを受けての受理件数増で  
はないかを見ております。

○**北山顧問** ありがとうございます。

○**村木座長** よろしいでしょうか。

ほかに顧問の皆様から何か御質問等々ございますでしょうか。

何となく、じわっと忙しくなっていますよね。

○**近藤総務部長** そのとおりです。

○**村木座長** 坂東先生から、お願いします。

○坂東顧問 単純な質問なんですけれども、昨年5月7日からチャットボットの運用を開始されたということだが、想定問答でお答えするというふうな対応なんですか。どういうふうな形で運用されているか。

○生田第一事業部長 基本的にはFAQについてのデータベースがございまして、チャットボット、ロボットですので、そこから例えば破産の手続について知りたいですというのを、ぼちっと質問をしていただくと、それについての想定されている回答がぼわっと上がってくると。そういう意味では、個別の法律相談まではいかずに、こういう手続がありますよという情報提供にとどまるということなんです。

○坂東顧問 そうなんですね。ありがとうございます。

○村木座長 ほかに何かございますでしょうか。

毎年ここで議論になる認知度、上がっていますね。これも何か仕掛けたものがありますでしょうか。

○近藤総務部長 総務部長からお答えいたします。

ほぼ横ばいかとは思いますが、上がっております。これはまだ詳しい分析まではできていないのですが、こちらの名称認知度、業務認知度、この数字以外にも、若年層の認知度も、これも令和4年度から調査しておるんですが、令和6年度も調査いたしました。若年層の認知度が上がっているという実は結果が出ております。それが全体的に押し上げた可能性はございます。やはり中学校ですとか高校で法テラスについて教科書に載ったりなどして扱われることなどが影響して、全体的な認知度が上がった可能性があるかなと考えております。

○村木座長 あれ大きいですね。教科書の力なんだ。

ほかにいかがでございましょうか。まだ御質問あるかもしれませんが、後で振り返って、次の議題が結構重とうございますので、先にそちらへ進ませていただきたいと思います。

議事の2で、様々な分野における地域連携の推進についてということでございます。地域連携という言葉がしっかり出てくるところも、大変何かうれしい気がいたします。いろんな分野が入っていますので、一応テーマごとに少し質疑ができればというふうに思っておりますが、最後時間が足りなくなりましたらまとめてということになるかもしれません。

まずは、法テラスにおける地域連携の位置を含めて、事務局から1番目の能登の震災についての説明をお願いいたします。生田部長からですね。よろしく申し上げます。

○生田第一事業部長 第一事業部長の生田と申します。

第一事業部では、民事法律扶助、情報提供、さらに地域連携、それと国際室を、第一事業

部とは直接ではないんですけれども、私の方で国際室を担当しておりますので、これから、それらのそれぞれの内容について担当から御説明させていただきます。

○滝口地域連携推進室長 地域連携推進室の滝口と申します。

「さまざまな分野での地域連携の推進」と題しまして報告申し上げます。失礼ですが、着席して御報告申し上げます。

初めに、「法テラスにおける『地域連携』の位置」について現在考えておりますことについて報告申し上げ、御指導を仰ぎたいと存じます。

私たち法テラスに課されているミッションは図のように示すことができると考えております。すなわちフェーズ・ワンといたしまして司法アクセス障害要因を克服するための武器となる各業務を確実に実施すること、そしてフェーズ・ツーとして関係者間の連携の確保、強化を図り総合法律支援の体制を整備し、総合法律支援の基本理念を具現化することです。つまりフェーズ・ワンにとどまるのではなく、フェーズ・ツーの連携の確保及び強化を通じた総合法律支援の体制整備を図らねばなりません。その意味で、連携の確保、強化はなすべきことの一丁目一番地であると考えておるところでございます。

ただこうしたミッションは、本当に重く困難なものだとも感じております。例えばコロナ禍明け以降、民事法律扶助や国選弁護の件数が増加していることに加え、国会でも度々法テラスによる支援の拡充が議論されるなど、社会の変化などを受けて対応すべき課題が増大しております。他方、マンパワー等のリソースは大変逼迫した状況にあります。このため、連携の確保、強化にまでなかなか手が回り切らないというのも偽らざる実情でございます。

こうした状況を踏まえ、現在、地域戦略と呼ぶ考え方の下で課題に取り組んでおります。これは、地域のニーズ及び資源の状況などを分析して課題を絞り込み、そこに資源を集中投下する、それによって効果的・効率的に司法アクセス拡充のための体制整備を進めるというものです。選択と集中、いわゆる戦略思考の重要性を強調することも意識して「地域戦略」と呼んでおります。

そうした取組の一つに、「ケース会議弁護士派遣モデル事業」がございます。これは、福祉機関などで開催されるケース会議へ弁護士を派遣、その費用を法テラスが負担するというものです。この事業は寄附金を財源として行っており、そのため実施できる期間に限りがございます。それで、本事業を契機に自治体などによる永続的な制度整備へつなげることを事業の目標としておりまして、これまでに釧路市など七つの自治体などで事業化に至っております。今般こうした事例を資料3としてお配りしております事例集の形にまとめ、全国で共

有いたしました。最終となる令和7年度を前に更に力を入れて取組を進めていきたいと考えております。

さらに、令和6年能登半島地震、靈感商法や犯罪の被害、さらに、いわゆる「ひとり親」家庭や在留外国人への支援など、近時の大きな社会的課題について本部と地方事務所とが協働し、各地で関係機関などと連携した取組を進めております。こうした様々な分野での地域連携の取組状況について、ここから御報告いたします。

初めに、令和6年能登半島地震被災地支援における連携事例について報告いたします。

御覧のとおり法テラスでも地震発生直後から迅速、着実に対応を進めてまいりました。「法テラス号」については、3月5日から石川県での運用を開始しました。その後7月までは金沢弁護士会を中心に相談会が企画実施されましたが、8月からは私ども地域連携推進室において石川県などとの連携の下、取り組んでまいりました。

ここで、「法テラス号」について簡単に御紹介いたします。大型のワンボックスカーの後部車室に相談設備を備えた移動相談車両です。このため被災直後から、プライバシーが確保された環境の下、お住まいや避難所の近くでお気軽に御相談いただけます。こうした強みを生かし、東日本大震災や熊本地震等の際にも活躍してまいりました。

次のページにまいります。加えて奥能登は弁護士が非常に少ない地域でもあり、「法テラス号」が司法アクセス確保に果たす役割は大きいと考えられます。

11ページ目です。ただ、まだまだ法律相談の敷居は高く、問題や不安を抱えていても法律相談につながらないことが少なくありませんでした。特に奥能登の方々は、自ら手を挙げて困り事や不満を口にしたりはしない傾向が強いとお話も伺いました。そうした中では、地域の身近な支援者の方々との連携が不可欠でした。これも現地まで赴いて相談会を開催するからこそ可能になることです。この点も「法テラス号」の重要な強みだと気づかされました。

12ページにまいります。「法テラス号」相談会については、石川県生活再建支援課、健康福祉部厚生政策課の皆さんに連携協力をいただきました。生活再建支援課との連携の結果、「法テラス号」相談会を石川県の「地域コミュニティ再建事業」の枠組み内に位置付け、令和7年1月からは開催経費を県に負担いただけることになりました。また、厚生政策課との連携を通じて石川県及び各市町の社会福祉協議会、地域支え合いセンターなどにつながることができ、各地での相談会の開催に至りました。先ほども触れましたように、地域支え合いセンターの方々の御協力を得られたことは極めて大きなものになりました。

13ページにまいります。また、金沢地方・家庭裁判所には、七尾支部、輪島支部、珠洲出

張所の駐車場などの施設をお借りして「法テラス号」相談会を開催することを御快諾いただきました。なお、裁判所内で「法テラス号」相談会を開催するのは、これが初めてのことになります。

こうした取組の結果、表のとおり「法テラス号」相談会を実施することができました。

15ページになります。また、7月までは運行を外部に委託しておりましたが、8月からは法テラスの職員がドライバーを務め、相談会の運営に当たっております。その結果、職員が直接相談に来られた方々に接することができるようになりました。

往復150キロメートルを超える長距離の運転となり、この季節は雪も心配なところです。担当職員の負担は決して小さくはないのですが、奮闘してくれています。これもまだ爪痕の残る現地の状況を目にし、そして相談に来られた被災者の方に接することで、「法テラス号」の意義を実感しているからではないかと思っております。このことは、困難な状況もある中、それでもなお地域連携を通じた司法アクセス拡充を進める原点はどこに求められるべきなのかを、私たちに改めて教えてくれるものであるようにも感じております。

なお、奮闘の様様については、現在行っておりますクラウドファンディングのウェブページ上に、「ドライバーMの『法テラス号』運行日誌」と題するレポート記事を連載しております。併せて御覧いただければ幸いです。

最後に、昨年12月25日から、令和6年奥能登豪雨についての被災者法律相談援助が開始されました。今後も引き続き石川県の関係機関、団体等の皆様との連携を深め、被災者支援の取組を進めてまいります。

令和6年能登半島地震被災地支援における地域連携に関する報告は、以上となります。ありがとうございます。

○村木座長 ありがとうございます。

それでは、顧問の皆様方から御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。

特にその地域戦略とかは、ケース会議弁護士派遣モデル事業なんかは、顧問会議では初めてですかね、御報告。そんな気もしますね。これだけ横串で刺してこういうことをやっておられて、モデル事業も動いているということで、これも大変興味深い事業ではないかと思いますが、もし何か御質問があればお願いします。いかがでしょうか。

坂東先生。

○坂東顧問 能登の場合は、被災者、被災地の市町村、基礎自治体が大変脆弱というか、職員の方たち自身も被災者であるというようなこともありまして、県の連携が大変重要だった

と思います。そうした地域によって基礎自治体が十分機能するときと、二次自治体といえますか、県あたりが活動しなければならないところがあると思いますが、今回は県との関係はスムーズでしたか。

○滝口地域連携推進室長 いろいろな関係からつないでいただきまして、一度ウェブ会議を持ちました。それから現地に直接お伺いして打合せをさせていただきまして、非常にスムーズに御助力を仰ぐことができたと思っております。

以上です。

○坂東顧問 県知事はあそこで復興マラソンをしようなんて提案されています。

○神津顧問 ちょっと関連するんですけども……

○村木座長 神津先生、お願いします。

○神津顧問 資料を拝見すると、石川県との連携に向けた取組開始がこの令和6年8月からになっていますよね。素人目に見ると少し遅いなという感じがするんです。そんなに度々これまで事例があったわけじゃないと思うんですけども、そういうこととの比較も含めて、何かいきさつがもしあれば。

○滝口地域連携推進室長 資料に8月から取組開始と記載しておりますが、すみません、少し不正確でございました。県への働きかけは6月上旬にスタートしており、実際の相談会開催が8月から始まったところでございます。

このタイミングになりましたのは、3月に「法テラス号」を配置しましてから7月までの間は現地の金沢弁護士会で、「法テラス号」相談会の開催について、現地との企画・調整を行っていただいております。ただ、金沢弁護士会も小規模の会でございますので、長くなってくると企画・調整などの負担が大きくなっているというようなお話がありまして、それでは、私どもの方でやろうという話になったという経緯がございました。

○神津顧問 ありがとうございます。

○村木座長 ありがとうございます。

県との連携の前は、弁護士会との連携の中でということですかね。

○滝口地域連携推進室長 そうですね。

○村木座長 どの団体もキャパ小さいですよ、すごく、正直に言うと石川は。御苦労が相当あったかと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

あと、裁判所の協力でというのも大変面白い事例として御発表いただいたかと思いますが、北山先生。

○北山顧問 不勉強で申し訳ありません。どこかに記載があるのかもしれないのですが、地域包括支援センターというのは、どういった組織なのでしょう。後ほど御説明いただく、ケース会議弁護士派遣モデル事業の資料中にも記載がありますが、法テラスの一部ではないですよね。様々な自治体と関係者の集合体のような組織かと推察しますが、どういった組織なのか、改めてご教示いただけますでしょうか。

○滝口地域連携推進室長 例えば小さい市町村とかですと直轄で高齢福祉課等が地域包括支援センターとなっているところもありますし、あるいは社会福祉協議会で請け負っているようなところもあつたりしますが、地域における高齢者を中心とした介護の計画などの支援をするということで設けられている、行政側の組織ということになるかと思っております。

○北山顧問 自治体にあるわけですか。

○滝口地域連携推進室長 おっしゃるとおりでございます。

○村木座長 中山先生が詳しいから、現場を。

○中山顧問 いえいえ。いいです、いいです。

○村木座長 そうですね。介護保険の介護サービスの提供の仕組みをつくる中で始まった包括的な相談窓口ということなんですが、最近、行政が縦割りというのを責められている中で、他の子供とか障がい者の相談もそこをワンストップの窓口にしたらいんじゃないかということで、福祉ベースの相談窓口としては結構一番、どこにでもあって機能している窓口になるかと思えます。ですから、他の分野から福祉と連携しようと思うときには、よく最近、は窓口として使われているような気がします。

○生田第一事業部長 法テラスとしても相談事業等を展開していくのに、社会福祉協議会もさることながら、地域包括との連携というのはかなり重視して、実際に実現しているところも多いと思います。

○村木座長 ほかにいかがでしょうか。

ついでに、この事業、寄附でやっているとか令和7年度が最終とか、ちょっと気になるフレーズがありましたので、その辺をちょっとだけ解説していただいたら。

○滝口地域連携推進室長 これは遺贈の形で、「身寄りのない高齢者の生活支援のために使ってください」ということで、まとまった額の御寄附を賜りまして、平成28年度から、このモデル事業を対象地域などを変えながら進めてきておるところでございます。

ケース会議に弁護士を派遣しますと、当然弁護士さんに報酬を払わなければなりません、それをこの寄附金を財源に法テラスからお支払いする。福祉の関係者それから行政の方々に、



「やはり弁護士が関与するということはこんなにメリットがあるのだ」ということを実感していただいて、我々には寄付金の範囲でという限度がありますので、自治体の方で予算化、事業化を図っていただきまして永続化していくということができればということで進めておるところでございます。

○生田第一事業部長 総合法律支援法上は、法テラスの事業としては、法律相談についてはお金が出せるんですけども、ケース会議というのは法律相談とは別なので、それとは別枠でやはり展開していかざるを得ないというところがあるということです。

○村木座長 そうか。なるほど。それで遺贈が尽きるわけですね。よく分かりました。

○松本顧問 今おっしゃった、相談じゃないということの意味をもうちょっと説明してもらえますか。

○村木座長 じゃ先に。

○生田第一事業部長 法テラスの事業としては、個別の法律問題に関する法律相談ということとはできるんですけども、ケース会議は、ある意味その対象となる方は個人ですけども、いろんな福祉機関と連携をして、この方にはどういう対応がいいのかということを経営的に検討すると。その中に法律問題もあるというので、法律相談そのものとはやはり言えないところがあって、それについて公費からはお金を出すことができないという状況があるということでございます。

○丸島理事長 支援者に対するアドバイスということなんですね。

○松本顧問 ということは法律相談の外側にもう飛び出して、一般的な生活相談だとかの分野まで入っていつているということなんですね。

○生田第一事業部長 そうですね。全体としてはそうなります。法テラスが担当するのは法律問題の部分ですけども、その他の支援者の方となると、法律相談に限らない、本人に対してどういう施策がいいのかということについて、ある意味、法テラスは支援者に対する法的な問題について言及するということにあるので、個別の個人に対する法律相談とはやはり別になってしまうということです。

○松本顧問 つまり法テラスが法律相談の枠を超えて人生相談とか生活相談をやっているわけではなくて、チームをつくって多様な関係者が取り組む中で、法律の面について法テラスが貢献していると。個別の法律相談に対してというよりは、もう少し大きな枠で対応しているというイメージですか。

○生田第一事業部長 はい。そのような御理解でよいかと思います。

○村木座長 じゃ中山さん、いきましよう。

○中山顧問 これは一般的な事例で、自治体によって違うと思うんですけども、今のケース会議弁護士派遣モデル事業が、いわゆる遺贈の寄附金を財源としてやっていて、それで最終となる令和7年度で切れるということなんですけど、これは多分、各自治体でも、ケース会議等に、例えば地域包括支援センターやその他消費者相談でもいろんな相談で、法的なアドバイスが必要であると。そういう場合に、自治体として、その弁護士さんや法律家のアドバイスについて自治体が予算化をしていくための一つのきっかけをつくるという事業になっていると。例えば東京都の23区等では、そういった事業がほとんど自治体事業の予算化をもうかなり前からされてやっていたり、それから法テラスがずっと前に同じように派遣していたのをきっかけに予算化が進んだとか、そんな事例があると思います。

○村木座長 分かりました。そうですね、自治体にその……

○坂東顧問 財政的に余裕のない自治体が多いので、苦勞しておられるんですよ。

○中山顧問 そうですね。

○村木座長 きっかけになりますよね、予算化をするのに。

○中山顧問 大きなきっかけになる。法テラスの役割を多くの皆さんに知っていただき、それから自治体としても必要な確なケース会議をやっていくための支援になっている。それを自らの事業としてやってもらうためのきっかけになると、そういうことであると思います。

○村木座長 ありがとうございます。しかも事例集がこうやってできるということで、また自治体への呼び掛けも強化ができますよね。ありがとうございます。

二つのテーマ、特に能登の方も皆さんお聞きになりたいことたくさんあるかと思いますが、ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

市町村間では格差はありましたか。そんなには感じない。やっぱり地理的な不便さで、奥能登が辛いというぐらいな感じですかね。

○滝口地域連携推進室長 そうですね。まだなかなかお声掛けいただけていない町がありますが、更に法テラスの取組を報告・周知するなどして、他の市町からも手を挙げていただけるようにやってまいりたいと思っております。

○村木座長 ありがとうございます。いずれにしても9月まで延びてよかったです。

ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、取りあえず先に進みたいと思います。

次は、靈感商法・犯罪被害者支援における地域連携についての説明でございます。よろし

くお願いいたします。

○近藤総務部長　こちらは靈感商法・犯罪被害者支援における地域連携ということですが、それ以外の例えばワンストップの話なども交えて、担当する特定施策推進室の細野から説明させていただきます。

○細野特定施策推進室長　特定施策推進室長の細野と申します。よろしくお願いいたします。ここから着座で失礼いたします。

まず、資料の17ページでございますが、表示しております資料につきましては、法テラスで運営しております靈感商法等対応ダイヤルの相談状況を分析した資料となります。法テラスでは、令和4年11月から、この靈感商法等対応ダイヤルを開設、運営いたしまして、令和6年11月末までの約2年間、こちらで相談を受け付けた件数は1万件を超えました。グラフにございますとおり、相談件数は増減を繰り返している状況でございます。

続いて資料18ページでございますが、靈感商法等対応ダイヤルでは、オペレーターが相談をお聞きして適切な相談窓口を選び、その相談窓口を御案内する形になっております。18ページの右側に「案内先」と記載ございますが、この箇所を御覧いただきますと、法テラスが全国靈感商法対策弁護士連絡会や全国統一教会被害対策弁護団、また警察や消費者ホットライン、これらの様々な関係先と連携いたしまして相談者に御案内をしているということがお分かりかと思えます。

続いて19ページでございます。寄せられた相談の中で金銭的トラブルについて分析したものがこちらの資料となります。左下、相談例にございますとおり、セミナーに行ったところ霊が付いているなどと言われて参加費として数十万円を請求されたなどといった金銭トラブルに関する御相談を受けております。金銭トラブル以外の御相談もございますが、こういった御相談に対して法テラスでは、令和5年から靈感商法等でお悩みの方を対象としましてワンストップ相談会を全国各地で開催いたしました。こちらのワンストップ相談会では、弁護士、心理専門職また社会福祉士等に原則対面で相談対応をしていただきました。

資料の21ページに進ませさせていただきます。令和6年度も法テラスでは引き続きワンストップ相談会を各地で開催することになりまして、その上で、連携先について従前の弁護士、心理専門職、社会福祉士だけで足りているかという観点で再検討を行いました。

靈感商法等に関して、親族がとある宗教団体に入信し行方不明になってしまったので、その安否、所在の確認をしたいといった御相談や、また、宗教団体の信者から身体的被害を受けているといった御相談など、警察による支援が必要と思われる事案も複数ございました。

これに着目しまして、警察と連携した相談会の開催が可能であるか、こちらを警察庁と協議いたしまして、その結果、連携了承を得ることができました。そのため、弁護士等に加えて新たに警察官が相談対応者として参加する相談会を開催することになりました。

そして、警察官も加わったことから、相談対象を靈感商法等の被害者にとどまらず犯罪被害者等にまで拡大いたしまして、様々な犯罪の被害に遭われてお困りの方に対しても弁護士、警察官等が同じ会場でワンストップで相談対応し、多角的、総合的な支援救済を目指すことにいたしました。加えて、こちらの資料21の備考欄記載のとおり地方公共団体からも後援や共催をしていただき、周知、広報を含め各機関、団体と連携して相談会を行いました。

次の資料22の番号7番、こちらは千葉での犯罪被害者をテーマとした相談会でございますが、こちらの備考欄に記載ございますとおり、警察そして弁護士会、検察庁、被害者支援センター、公認心理師協会、千葉県、千葉市など被害者支援に関わる各機関がワンチームとなって連携いたしまして、相談会を開催いたしました。

続いて、資料23でございます。こちらについては、左側は千葉で行ったワンストップ相談会のチラシ、右側については広島で昨年12月に行った相談会のチラシとなっております。

続いて、資料24ページでございます。こちらの資料24ページの左側につきましては、ひとり親家庭等を対象としたワンストップ相談会のチラシになります。こちらから令和6年度から開催したものでございまして、こども家庭庁と連携いたしまして司法、行政、福祉によるワンストップ体制でひとり親家庭等を対象とした相談会を行うというものでございます。こちらでは、開催場所の鹿児島県、鹿児島市といった地方公共団体の職員にも相談会に同席していただき、弁護士、社会福祉士と一緒に相談に乗っていただきました。このひとり親家庭等の相談会は、今年度は1月に福岡、3月に徳島で同様に開催予定となっております。

また、同じく資料24の右側のものですが、こちらは本年2月に沖縄で開催予定の相談会に関するチラシでございます。こちらから現地の各機関と協議したところ、沖縄ではDV被害も多いという御意見もございましたので、このような犯罪被害に遭われてお困りの方とDV被害に遭われてお困りの方という切り口での相談会とすることにいたしました。こちらは、内閣府男女共同参画局とも連携した上で、弁護士、警察官等のほかに自治体職員等が相談に乗る相談会となります。

続いて、資料25ページから27ページ、こちらに関しては靈感商法等に関する関係機関・団体等との連携を記載してございます。

このうち26ページでございますが、法テラスでは靈感商法等に関する関係機関・団体とも

連携しております。令和6年度には、全国霊感商法対策弁護士連絡会の弁護士、また心理専門職、そして東京法務少年支援センターの職員等のアドバイザーとの意見交換会を複数回行っております。

また、資料27ページのとおり、旧統一教会の元信者の方やいわゆる宗教二世の方、こちらを講師としてお招きいたしまして、元信者や宗教二世の心情等の理解を深めるためのこのような研修会、座談会も複数回実施しております。

続いて、資料28ページでございます。こちらでは、省庁、都道府県等との連携について記載しております。このうち既に触れたもの以外としましては、令和6年度から東京都と連携して若年者支援をする企画を進めているという点がございます。

これは、具体的には次の資料29ページでございますが、いわゆる新宿歌舞伎町のトー横問題等を受けまして東京都が開設しました若年者支援施設である「きみまも@歌舞伎町」、こちらに法テラスのスタッフ弁護士を派遣し、社会福祉士等の資格のある施設相談員と共に利用者の若年者から相談に乗るというものでございます。こちらの中で、相談の中で法的なものがございましたら法テラス東京へつなぐことを考えております。これにつきましては、東京都と協議の結果、本年3月からの本格的運用を目指しまして、今は試行的に連携企画を進めることになりました。

最後に、31ページでございます。ワンストップ相談会の開催を契機に法テラスと千葉県警等の関係機関の連携が深まったことから、犯罪被害者等の支援をより充実させる目的から、千葉で法教育イベントをワンパッケージで開催することになりました。こちらでは、法テラス副所長の弁護士、千葉県警本部の犯罪被害者支援室長による犯罪被害者支援に関する講演や、千葉県警本部課長補佐による高齢者を対象とした最新の犯罪手口の解説、それに刑事事件に関する実務家が複数参加したパネルディスカッションを予定しております。このパネルディスカッションにつきましては、警察官、検察官、弁護士、法テラス職員に加えまして法務省東京矯正管区成人矯正第二課長にも御参加いただき、犯罪被害者等の支援、そして刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取伝達制度の運用状況、これらについても議論する予定となっております。

私からの御報告は以上でございます。

**○村木座長** ありがとうございます。霊感商法を含め、いろいろな形のワンストップの相談会等々が開催されている旨の御報告をいただきました。

皆様から何か御質問等ございますでしょうか。

これは、地域でやるのは、リーダーシップを執っているのは本部ですか、それとも地域が手挙げ方式なのか、そのあたりを教えていただければ。

**○細野特定施策推進室長** ありがとうございます。

まず、警察庁との協議をする中で、ある程度大きい規模のところでもまず相談会を開催しようということがございまして、その上で実績をある程度重ねることができたら、それをもっと小規模な地域で伝播させていこうという話がございました。その上で、各地域の中でこの相談会を行うにはかなり負担がございますので、それでもやろうと手を挙げてくれる地域を中心に声を掛けしていったという、そういう状況でございます。

**○村木座長** なるほど。いかがでしょうか。何かいろんな形で行われていますよね。

**○中山顧問** これまで横串を刺しているいろんな相談をやるというときに、警察というのは余りなかったんですよね。私など地方自治体で仕事をしてきたものですから警察とはいろんな形で連携を取るんですが、被害に遭った人やそれから相談者との間に、警察と一緒に出ていくということは一般的にしていなかったもので、おお、フェーズが変わったなと思いました。感想で、すみません。

**○村木座長** 何かコツがあれば。

**○細野特定施策推進室長** これは、もともと靈感商法に関して警察庁も対応するというところでの関係機関としてございましたので、それを更に現場レベルで連携を行いたいと思いついて、初め警察庁からも、もっと厳しい反応が返ってくるかと思っていたのですが、実際協議してみますといい反応をいただきました。いろいろと連携できるところをやっていきこうという形で、連携の幅が広がっていったところになっております。

**○村木座長** やっぱり言ってみるものですね。

坂東さん。

**○坂東顧問** いろいろな活動をされていて敬服いたしますが、この特に靈感商法の場合は、もう1年半以上前ですか、大変マスコミなんか注目して盛り上がった後、その後のフォローが今どうなっているかというようなことが、我々はなかなか知ることができない。今もまだ令和6年11月でも相談もありますし、これについては時限ということではなくて、まだ当分続けていかれるんですか。今の状況について教えていただければ幸いです。

**○細野特定施策推進室長** ありがとうございます。御指摘のとおりでございまして、グラフにございますとおり件数が減っていくかなと思いましたが、また元に戻るといようなことを繰り返してございまして、また世の中のいろいろな出来事に関連して、また相談件数が伸び

るということもあり得ると思っております。ですので、まだ近々に何かこれをやめるというような考えはなく、予算も頂いているところでございますので、できるところを続けていこうと思っております。

○坂東顧問 やっぱりすぐには解決できないんですね。

○細野特定施策推進室長 例えばある相談者様に特定の相談先を御案内したときに、それでは御満足いただけないというので、もう一度掛けてくる方もいらっしゃるして、やはりこれは心理の先生方からもアドバイス頂いたんですが、相談者御自身が自分自身の悩みを分析し切れていないということがあるようでして、相談を繰り返すことで御自身の悩みが何であるか分かることが出てくることでした。そのような過程の中で、やはり一定期間必要になってくる存在なのかなとは思っております。

○村木座長 松本さん、どうぞ。

○松本顧問 裁判所で今解散命令請求の審理をやっていますから、解散命令の判決が出て確定するまでは今のような状態が続くんじゃないかなと思っています。解散命令が確定すれば一気に相談件数が増えるだろうと思いますから、そこまで頑張っていたきたいと思います。

○村木座長 なるほど、分かりました。

ほかにいかがでございましょう。大丈夫でしょうか、この件。

それでは、次のテーマへ移りたいと思います。次は、ひとり親支援における地域連携についてでございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○村山民事法律扶助課長 民事法律扶助課長の村山です。よろしく願いいたします。

資料は、32ページからになります。

ひとり親支援については、本年度から民事法律扶助の運用を変更いたしまして、これを「ひとり親支援拡充」として、より一層の支援に取り組んでいるところでございます。この運用変更に加えて、今年度は各地方事務所において養育費相談を含めた巡回相談の企画実施を積極的に行うこととして、そのための事務連絡を発出するなどしております。

「巡回相談」と申しますのは、地方公共団体等の施設を一時的な相談場所と指定して、弁護士、司法書士の先生にその場所に赴いて法律相談を実施していただくという相談をいいます。また、この相談場所の指定をする際は、関係団体等との間における連携の確保及び強化に資するか否かというのを一つの考慮要素としております。そのため、巡回相談を企画実施するに当たっては、地域連携に取り組むことが非常に重要となっております。

今回、この巡回相談について、養育費相談を含めた巡回相談を企画する段階で、本部との

協議を行っていた地方事務所又は支部から、その経緯ですとか、利用者の声、それから連携の意義、工夫したこと、今後の方向性などについて情報収集をいたしまして、それをまとめたのが今回の資料になります。以下、資料の33ページ以降に沿って説明をしたいと思います。

まず、33ページは巡回相談に至った経緯をまとめたものでございます。上からいきますと、旭川地方事務所では、毎年、市の社会福祉協議会と共催して就業支援講習会をやっているということで、それに併せて今回は巡回相談をやりましょうというふうにしたというものです。それから、二つ目の福岡は、自立支援事業を行う中で日常的にひとり親の支援をしている社会福祉法人に打診をしたというものです。それから、北九州については、例年行われているイベントで協力関係にある関係機関があり、そういった既存の協力関係をいかして巡回相談の打診をしたものです。いずれも日頃の連携をいかすような形で巡回相談の企画実施をしたことが分かったところであります。

次が34ページ、こちらは利用者の声をまとめたものです。まず和歌山は、障害のある利用者さんの相談に同席した自治体職員から、大変丁寧に相談いただけたという感謝の言葉をもらいましたというものです。それから、2つ目の北九州は、土曜日実施ということで、家族の付添いが可能になって、ようやく相談に来ることができましたというものです。3つ目の沖縄は、離島で実施したことから、利用者側が負担なく相談ができて大変助かったというような声をいただいたというものです。

障害があつたりあるいは高齢の方だつたりしますと、自治体職員といった支援者の方が同席していただくことで、充実した相談が可能になります。そういったことを可能にしたり、あるいは休日に実施したり、離島で実施できたりと、センターだけだとなかなか対応が難しかったりするところが地域連携によって補われて、その点が利用者さんたちの満足度による影響を与えているのかなというふうに見たところでございます。

それから、次の35ページですが、これは関係機関・団体との連携があつたからこそできたと思う取組をまとめたものです。福岡は、法律相談前に社会福祉法人の職員が関連事情を聞き取り、その上で法律相談ができたというものです。これにより、あらかじめ時間が決められた法律相談でも効果的な相談を実施することができたものと思われれます。北九州は、駐車場と託児サービスを用意できたというものです。駐車場は事務所によっては用意できる場所もあろうかと思いますが、託児サービスがある地方事務所というのはありません。しかし連携をすることで、こういったサービスも用意できたということです。沖縄は、当日関係機関に呼び掛けをしていただいたということです。こういったところも地域連携ならではの工



夫が可能になるんだなということが分かりました。

次が36ページですが、こちらは関係機関・団体との連携・協力構築の上で工夫をしたことを聞いてまとめたものです。

まず、福岡は、日頃から自立支援事業を行っている関係機関の利用者が、法テラスの潜在的な利用者たちと重なり合うようなところがあると。この関係機関と連携して巡回相談を実施することで、関係機関は生活面のところで、法テラスは法的課題のところで、うまくお互いの強みをいかすような形での工夫ができたというものです。それから、2つ目は北九州で、若い方の目に留まるようなチラシを作るという工夫をしたらどうかということで、それをやってみたというものです。3つ目の沖縄は、会場が離島なんですけれども、1日限りの相談会にすると、担当弁護士の移動時間を考慮したら、なかなか相談時間は確保できないから、ひとり親関係以外の相談も対応可能という形で工夫をして実施しましたというものです。こういった形で、工夫をしながらやっております。

ちなみに、北九州が若い方の目に留まるように作ったというチラシを、参考のため資料に添付しております。

それから、38ページは、今後の方向性・展望を聞いてまとめたものです。まず、福岡は、共同で業務を行う基盤が整ったため、今後はより発展的なワンストップ相談会を開催予定であるということです。先ほど特定施策推進室からひとり親をテーマにしたワンストップ相談会についても報告がありましたけれども、こういったところにつながっていくものと思われまます。それから、北九州は、男女共同参画センターにおける相談だけでなく、市役所の子ども家庭課との連携まで行えると、より制度活用につながるのではないかと感じているというもの。それから、沖縄は、会場を離島にして対面でやることの意義というのはまた大事なんですけれども、例えば台風のシーズンになると、なかなか離島でやろうと企画しても難しかったりするところがあって、そういったときに、これからはデジタル技術を使ってウェブ相談でできるようにするとか、そういったところの活用も検討していきたいというような報告を受けているところでございます。

こういった形で、民事法律扶助の既存の制度を使いながらも、地域連携の取組を各地で行っているところでございます。

私からは以上です。

**○村木座長** ありがとうございます。いろいろなところと連携して様々な工夫が行われている様子を御報告をいただきました。

顧問の皆様から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

北山先生。

○北山顧問 38ページの一番下に、「離島においてはウェブ相談を希望する声が多かったことから、今後はウェブ相談の活用も検討したい」との記載があります。やはり地方との連携を確保・強化していく上では、ウェブ・オンラインとリアルベストミックスを追求していくことが必要になるかと思えます。

この点に関連して、昨年の顧問会議では、法テラスのDX推進計画についてご説明いただきました。計画自体は、3～4年後を見据えた中期的なものだったかと思いますが、予算が単年度で区切られていて、2年目以降の予算はカバーできておらず苦勞している、といった話だったかと記憶しております。本日のテーマからはやや外れますが、昨年お示しされていたDX推進計画の進捗状況はいかがででしょうか。

○近藤総務部長 令和10年を目標にして、今、第5世代のシステムというのを開発しているところです。今、要件定義の段階であります。今年度は6年度ですが、7、8年度予算の関係も御心配をお掛けしているところかと思いますが、そこはきちんと確保した上で、今のところ計画どおり進んでおります。昨年度も、こちらで御説明した進捗のとおりでございます。

○村木座長 ありがとうございます。

ウェブ相談は、いろんなところから御希望が出てくる可能性はあるんでしょうね。今日、ひとり親で今御説明いただきましたけれども、全般的にそういう動きがあるんでしょうか。

○村山民事法律扶助課長 ウェブ相談は、これからニーズがもっと高まってくるだろうなど見込んでおり、センター相談でもウェブ相談を活用できるようにするためのツールを準備しているというのが今年度の状況です。来年度以降、各地で、そのツールを使えるようにして、実績の様子を見たいというようなところでございます。

それから、ウェブ相談は確かに距離の壁をなくすもので非常に有効なんですけれども、例えば弁護士の相談の場合、やはり受任前に一度お会いしないといけないというところがありますので、電話相談とかウェブ相談は非常に便利なんですけれども、最終的に相談だけで解決せずに、代理援助ですとか書類作成援助というような段階になっていくときには、やはり一度お会いしないといけないというところです。そのため、ウェブは入り口として非常に有効かなと思うんですけれども、そういった観点からベストミックスみたいなのを今後探っていくことになるのかなというふうには思っているところでございます。

○村木座長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

○坂東顧問 ありがとうございます。ワンストップサービスはとてもいいと思います。例えばこのムーブ、北九州の男女共同参画センターでも、恐らく法律の専門家の方に来ていただいて喜んでいると思います。男女共同参画センターは難しい。霞が関の各省庁の方が、いろいろなしきたりがあって、そのセンターあたりが中心になるんですか、それとも法テラスから働き掛けられるんですか。

○村山民事法律扶助課長 今は本部で積極的な動きというのができてはいないんですが、やはり地方ごとにいろんな実情があろうかと思しますので、今は地方事務所に、その実情に応じてできるところからやってもらっているというような状態です。

○坂東顧問 地方事務所の方から働き掛けて、セットされる。

○村山民事法律扶助課長 はい、そうです。

○坂東顧問 ああ。ぜひまた、いろいろなところでお声掛けいただければと思います。

○村木座長 松本先生。

○松本顧問 このひとり親支援というのは、その2件前のケース会議とほとんど重なるような感じがするんです。というのは、法律問題に特化しないでひとり親の様々な問題を支援するんだとすれば、それはケース会議が目指したことだと思うんですが、ケース会議と言われているものと、このひとり親支援の相談との関係は、どう整理すればいいんでしょうか、あるいは次の外国人支援も全く同じだと思うんですが。

○生田第一事業部長 ケース会議としては、基本的に社協とか包括でやっているのは高齢者が中心なので、そこにこちらも乗っていこうという形でやっていて、ひとり親とか、さらには外国人に関しては、なかなかそこまで福祉機関との連携というのがそこまで取れてはいないのかなという実感はあります。ですから、本来であれば、おっしゃられるとおりに、ひとり親や外国人についてもケース会議的なものからスタートするというのはあり得ると思いますが、そこまではまだいけないというところです。

○松木顧問 ということは、目指している方向は同じだけれども、ケース会議というふうにはラベルを貼っているものは割と成熟した形で行われているものを言うんだと、そういうイメージでしょうか。

○生田第一事業部長 そうですね。今は高齢者、障がい者中心という形にはなっております。

○松木顧問 分かりました。

○村山民事法律扶助課長 ケース会議となってくると、本人さんがいない場でも、支援者が

集まって支援の方向性をどうしていこうかみたいなどの協議をしているので、例えば本人が積極的に望んでいないような場面でも、金銭の管理をするのが本人ではなかなか難しく、これは成年後見人制度を利用するのが適切なんじゃないかとか、そういった話まで出てくるんですね。

ただ、法律相談となると、やっぱり本人さんを相手にして、本人さんからの相談に対して対応するのが法律相談ですので、そこが大きく違うかなというのと、あとはひとり親の方については、まず自分で御相談ができるだろうなど、そういう例の方が多いただろうと思うので、やっぱりそうなってくるとケース会議というよりは、もう本人さんに直接相談してもらって法律相談の方が、今はニーズが多いのかなと思ったりしているところです。

**○村木座長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。

でも、ひとり親相談の連携の仕方としても、いい事例が今回出されていますよね。面白いですね。

それでは、すみません、矢継ぎ早ではありますが、まだ二つ控えておりますので次へ移りたいと思います。

次は、外国人支援、今お話も出ましたので続いて外国人支援のお話を伺いたいと思います。事務局から御説明お願いいたします。

**○生田国際室担当部長** それでは、国際室の活動について御説明をしたいと思います。担当の部長である私より御説明をいたします。

資料の40ページを見ていただければと思います。外国人については、外国人支援というと、外国人だけではなくて、日本国籍だけれども母国語が外国語という方も含まれるということですが、どうしても言葉の壁や制度の理解度の壁などがあって、司法アクセスの確保や促進のためには、私どもとしては支援者への働き掛けが重要なんだろうというふうに考えているというのが40ページの図でございます。

41ページですけれども、このような形で支援をやっているというところで、これまでは右側、地方事務所等の個別の連携というのが中心でした。地方事務所においては地方協議会の開催とか関係機関への業務説明、ここで外国人支援を取り上げるという活動ですとか、地域の支援団体で扶助相談ができるように、そこを指定相談場所にすると。

幾つか「指定相談場所」というのが出てくるんですが、これは扶助相談ってどこでもできるわけではなくて、原則としてセンターの事務所とか弁護士、司法書士の事務所でやるとい

うことになっています。それは資力要件を確認しなきゃいけなかったり、プライバシーの問題があったりということなのですが、それをニーズがあるとか連携が進むというところだと、特定の施設、機関というところを指定相談場所に指定して、そこでも扶助相談できますよということがあって、それを広げていくというのも一つの目的となっています。

これによって扶助相談ができるようになったり、さらには各種相談会を開催するという取組を地方事務所ではしてきました。この取組を更に充実させるためには、地方事務所任せではなくて、全国の活動について本部で情報集約して地方に対して必要な支援を行ったりとか、本部の関与によって各機関との連携を更に充実させるという必要があると考えられたことから、令和2年7月に法務省が所管する外国人在留支援センター、これ四谷にあるんですけども、通称F R E S Cと言いますが、その中に法テラス本部の国際室というのを設置したということです。

左側が本部国際室がやっていることですがけれども、国際室では全国の外国人支援者に向けたセミナーの開催、これはウェブも併用しておりますけれども、あと関係機関による研修について講師派遣を行うとか、個別の相談案件についても、F R E S Cにいるとほかの機関からこういう人の相談があるんだけどとか、あるいは直接国際室で受け付けたりというような相談がありますので、弁護士による電話や対面での情報提供を行っているということです。そこで受けた個別案件を地方事務所に回して、代理相談等の支援につなげるということもあります。

42ページには、支援者向けセミナーについて御説明をしておりますけれども、六つのテーマ、これ右ちょっと小さいんですけども、六つのテーマについて2年掛けて定期的にセミナーをやると。また、応用編ということで不定期にセミナーを行っています。

次のページを見ていただきますと、セミナーの登録者数がもう900名を超えている。1回当たりもう300名とか、それを超えるぐらいの申込みがあります。

この努力によって国際室への問合せ件数も増加していて、それが44ページに記載してあるところです。先ほど申し上げた弁護士による電話や対面での情報提供についても、今、月200件を超えることもあって、基本電話なんですけど、3割ぐらいは対面で相談をして情報提供を行っています。ですから、この体制をどうやっていくかというのも、また考えなきゃいけないということです。

その次、45ページについては、こうやって指定相談場所を設定して扶助相談できるようにしましたよとか、右側は在留管理局の横浜支局とこういう連携をしております。

次のページは、相談会の開催。さらには、個別事例について47ページで、こういうなかなか困難な事例ですけれども、こうやって乗り越えて法律問題を解決していったというものを書いてありますので、これはお読みいただければと思います。

以上、簡単ではございますが御報告いたします。

○**村木座長** ありがとうございます。外国人支援で本部機能の強化の話も、それから四谷のF R E S Cの話は何年か前に御説明いただいたと思いますけれども、随分機能しているというお話でございました。

何か皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

中山さんからお願いします。

○**中山顧問** この外国人支援の関係で支援者向けセミナーの登録者が増えている、これはすばらしいことだと思います。それで、こういったところを法テラスが担っているということが、全国で見るととても大きな力になると思うんですね。それで、例えばこの登録者の方々が、何らかの形で、今いわゆるウェブでの会議もやったり、それからリアルもやっている。

○**生田国際室担当部長** やっております。

○**中山顧問** そうですか。私はやっぱり、この登録者の方々のレベルアップを図っていくことが今後にとってとても重要に……、数を増やすことと、それから質的な向上を図ること、これとても今後に大切かなと思います。

そういう意味では、この登録者の方々を組織化して、その後、交流会みたいなものを彼ら自身でも地域ごとで立ち上げたりとか、何かそういうことができ、それを法テラスが支援できるというような形を取って、またその中で事例を積み上げていくということ、とても大きいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○**生田国際室担当部長** ありがとうございます。まだその交流会的なものまでは発展はしていないんですけれども、行く行くはそれを目指していく必要はあるのかなということは、改めて感じさせられたところです。

今2年で6回テーマを決めてというふうにはやっておるんですけれども、これ何か増やす工夫はないかということで、六つのテーマを全て受講した方については修了証を発行するという取組を始めていて、その効果もあってさらに口コミでだんだん増えて今900を超えているところになっているので、登録してもらっただけじゃなくてアンケートとかフィードバックも含めていろんな工夫を、国際室の面々でいろいろ考えているところですので、今日のアドバイスも、さらに、こういうのをいただいたよということを含めて議論していきたいと思

います。

ありがとうございます。

○村木座長 ほかにいかがでしょうか。

神津さん、お願いします。

○神津顧問 外国人ということだけじゃなくて、ここまでの全般にわたっての観点でのご質問です。分野ごとにお話を伺ってきたんですけども、実際には事例にもあるように、地方でやる相談会などのイベントというのは、ワンストップという形も含めてあると思うんですね。それで、地方の事務所は、そういう意味じゃ規模もそれぞれでしょうけれども、何でもござれみたいな形なのでしょう。本部の場合はやっぱり事業、分野ごとにあって、お聞きしたいのは、地方からいろいろ相談とか問合せとかもあるので、それをどこか一元的に受けるような仕組みになっているのか。そこはそうじゃなくて、これは本部の中で必要があれば連携してやると、こういうことなのか。それとの関わりで少し不便を感じるようなところがあるかないかみたいな、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○生田第一事業部長 縦割りになるとなかなか融通が利かなくなるというところは、御指摘はそのとおりでして、そのこともあって地域連携室という室を設置して、地方における地域連携について情報を集約するという形で本部で対応すると。そうすると、地方事務所から、こういう連携をするために、例えばこういう説明資料が欲しいとか、こういうチラシを作ってほしいという要望があったら、地域連携室にノウハウがあるので、こういうのありますよとか、こういうのを新たに作りましたというようなどころからまず始めていこうということでやっているところです。

そういう意味では、地域連携の取組、今日はいろんな所管部署から御報告しましたけれども、地域連携室中心で、場合によっては各部署にいろいろ取組を投げるという形を取ろうということで、やっているということでございます。

○神津顧問 よく分かりました。

○村木座長 ありがとうございます。横の情報が役に立つこと、たくさんありますよね。

松本先生、どうぞ。

○松本顧問 今に関連して、先ほどから何回も申し上げていることだけれども、高齢者、障がい者、それからひとり親、外国人、これらは共通のところがあるんです。消費者問題でいうと、脆弱な消費者とかバルネラブルなという点で共通のところがあって、自分から動いて相談するのはなかなかできないという人たちに、どういうふうに働き掛けて、しかも

純粋法律問題だけでは解決しないような状況にある方々に、どういうふうにはほかの救い手と連携しながらやっていくかという点では、本当に共通だという気がします。外国人専門のところ、ひとり親専門、高齢者専門というのを分けるんじゃなくて、地方に行けば行くほど一つの相談をやればいろんな人が来るのは当然だと思いますから、包括的にそういうバルネラブルな方々に対する法的支援、それから生活支援を一緒にやっていくという観点から進めていっていただければと思います。

○生田第一事業部長 ありがとうございます。そういう意味では今日発表させていただいた方は、皆さんアクセス障害がある方々ということなので、それを本当に横串でやっていけるようにこちら意識していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○村木座長 坂東さん、お願いします。

○坂東顧問 ぜひ、そのワンストップサービスは進めていただきたい。また外国人支援の方に戻らせていただきます。

この支援者向けセミナー、本当に大変意味が大きいと思うんですけども、この方たちは個人でやっていらっしゃるわけではなくて、どこかの団体に属して活動されている方たちでいらっしゃいますよね。すると、その外国人の方たちを支援する団体との連携協力というようなことは行われているのかどうか教えていただければと思います。先ほどの交流会等も、そうした団体も巻き込んでということもあり得るのではないかと思います。

○生田国際室担当部長 ありがとうございます。そういう意味では、例えば自治体あるいは国際交流協会、そういう公的な団体もそうなんですけれども、民間の支援団体、NPOも含めて、そういうところの方々にもかなり登録が増えてきているので、そういうところも意識してやっていきたいというふうに思っております。

○坂東顧問 そうした団体が連合されているようなアンブレラみたいなものはないんでしょうか。

○生田国際室担当部長 そういう意味での、それを統括する組織というのは把握はしていません。一つのハブにもし法テラス国際室がなればというのは、確かに目標としてはあり得るかなと思います。

○坂東顧問 やっぱり支援者の方たちがいらっしゃるから大丈夫だろうと思うんですが、例えばいろいろな、学校でも、お子さんたちは曲がりなりにも日本語が話ができても、その保護者の方たちが、英語とか中国語じゃなくて、もっといろいろな言語でしかコミュニケーションができないという方たちが、手続書類をどうすればいいとか、進学相談をどうすれば



いいとかというので、現場はとても困っている話をよく聞くんですけども、そうした現場ごとに、学校現場あるいは労働現場、中小企業、福祉現場いろいろなところで、共通の課題を持っていらっしゃる団体があるのではないかなと思いますので、ぜひアンテナを出しておいていただければと思います。

○生田国際室担当部長 分かりました。

法テラスでも多言語情報サービスといって、質問に対して通訳をしてもらうようなサービス、これを10言語にわたって対応できるのをやっていて、その件数が年々増えているというところがございます。ただ、そういう方々に対して何らかの役に立っているとは思うんですけども、そのあたりを契機にして、いろんな努力を進めていきたいというふうに考えております。

○村木座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。本当に今回地域連携という形で、横串で今日御発表いただいて、いろんな活動が進んでいる。事務所は小さい事務所ですから横を見ざるを得ないというところもあるでしょうし、本部でこういう組織をつくってやっていたらというのも非常に面白いことだと思います。

あと、これは、まだ私自身がここはちょっと勉強しなきゃと思ったんですが、聞いた話で、コロナのときに自治体の方々が、何をどうしていいかわからないけれども会議も開いてもらえないというような中で、オンラインのネットワークを自発的につくって、オンライン市役所というのをつくって、何千人かが登録して、それぞれ得意な分野で、オンライン就労担当とかオンライン障害担当とかというのがその中で自然にできていって、情報交換をずっとやっていって、コロナどうするかというのの情報共有をし合った。だから非常に、そこにやる気のある職員さんがネットでつながった、非常に大きなパワーだったというお話を最近聞きまして、ちょっとまだその実態とか、今どれぐらいか、まだ活動しているかとか、そういうことを聞けていないんですけども、すごく面白い話だなと思って、さっきの特に外国人なんかはやっぱり集約をしたいとか、みんなの情報を集めることがかなりパワーになりそうですし、坂東さんがおっしゃったような仕掛けにもつながっていくので、何かその一つヒントになるかなと思いつつお聞きをしました。

それでは、地域連携のところずっとお聞きしてきましたけれども、共通の問いもあるかもしれませんが、最後に一つ、新しい制度として犯罪被害者支援弁護士制度の施行に向けた連携の取組というテーマが残っておりますので、これの説明をお願いしたいというふうに思い

ます。

○**樫尾第二事業部長** では、犯罪被害者支援弁護士新制度に関しまして、犯罪被害者支援課長から御説明させていただきます。

○**大山犯罪被害者支援課長** 犯罪被害者支援課長の大山です。本日はどうぞよろしくお願いたします。

犯罪被害者等支援弁護士制度の施行に向けた連携の取組に関する、御説明に先立ち、この新制度の制度概要について御説明したいと思います。資料4をお手元に御用意ください。

初めに、制度のポイントになります。犯罪の被害に遭われた方は、被害の種別や被害回復の手段などによって刑事、民事、行政手続といった多種多様な対応が考えられるところ、新制度では、被害者自身が各制度を使い分けるのではなく、弁護士が被害発生早期の段階から関与し包括的かつ継続的な支援を行うことを目指した制度となっております。

一番上の吹き出しのところですが、こちらには例として取次があるとおり、法律相談のほかには捜査機関への同行をはじめとした刑事手続に関する弁護士の代理援助、損害賠償請求をはじめとした民事手続に関する代理援助などが予定されております。

また、二つ目のチェックのところですが、立替制度である民事法律扶助制度とは異なり、新制度の利用は原則として無料、これは国費負担とされておりまして、これもこの制度の大きな特徴となっております。

次のところですが、この新制度の開始時期は、改正総合法律支援法の公布された昨年令和6年4月24日から2年以内の令和8年4月23日までに開始すると定められており、現在ではできる限り早く開始できるよう準備を進めております。

新制度を御利用いただける方については、資料4の中ほどに記載したとおり①から③となっております。このうち③、政令で定める罪、政令で定める程度の被害と記載してございますが、この政令で定める内容としましては、①の殺人などに準じた相当程度重度な傷害罪等が検討されています。当課としましては、この新制度の援助対象のうち②の性被害が最も多い被害類型になるものと考えております。

資料4の最後には、御利用の流れをまとめております。センターの犯罪被害者支援ダイヤルや地方事務所に被害者等からアクセスがあった場合には、現行の精通弁護士紹介制度を利用して弁護士に取り次ぎ、精通弁護士でありかつ新制度の契約弁護士からの持ち込みによりこの新制度の利用につなげる流れを予定しております。

それでは、施行に向けた連携に関して御説明させていただきます。資料は資料2に戻りま

して49ページを御覧ください。

初めに、この左側の連携イメージについて御説明いたします。犯罪の被害でお困りの方は、その方によって最初に相談するアクセス先が異なります。図では被害者等から出る緑の矢印でその相談先を示しておりますが、センターの相談の窓口のほか被害者支援センターや警察署などといった関係機関と、弁護士や弁護士会などといった相談窓口を指しています。この図の法テラスの地方事務所、関係機関、弁護士会又は契約弁護士の3者を赤い矢印でつないでおり、真ん中に相互取次と記載しておりますが、この相互取次がスライド右側に記載しましたセンターが目指す連携イメージとなっております。

新制度の利用者は重大な被害に遭われた方々であり、より慎重な配慮が必要です。このような方々の負担を軽減するため、相互紹介から一步進んだ相互取次を目指し、関係機関が相互に事案の取次ぎを行い、被害者自身が各所で受付手続や被害申告を行うことなくスムーズに新制度の利用ができる連携、これが理想的と考えております。具体的な取組は、次の50ページを御覧ください。

まず、取組1になりますが、被害者等に対する支援は、法的な支援のほかに福祉的な支援が必要になる場面があります。そのため、センターからも関係機関へ取次ぎが行えるよう備えておく必要があり、この連携先関係機関の情報収集について、データベースへの集積を継続して行っています。

次に、取組2になりますが、精通弁護士紹介体制の強化です。新制度は弁護士による包括的かつ継続的な支援となるため、連携の終着は契約弁護士になります。センターとしては、犯罪被害者支援に経験や理解がある弁護士に新制度の担い手となっていただきたいと考えているため、現在の精通弁護士制度を強化する必要があると考えております。現在、全国の地方事務所に対して、まずは弁護士会と体制強化の協議をするように伝え、各地で協議に着手しているところです。

最後に、取組3の新制度の説明会を通じた関係機関との連携強化になります。先ほど御説明した相互取次を実現させるため、新制度の周知と併せ、相互取次についても理解を求めていきたいと考えております。現状は、地域の特性や関係機関によって連携状況が異なります。右下の図のように、どのルートで制度の利用を目指すかについてを個別に協議していただき、具体的な方法を申合せ書や協定書などの形にできればと考えております。

少し駆け足になりましたが、このテーマの説明は以上となります。

○村木座長 ありがとうございます。新しい犯罪被害者支援弁護士制度施行に向けた準備状

況について御説明をいただきました。

顧問の皆様方から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

中山さんから。

○中山顧問 教えていただきたいんですけれども、今の御説明を受けて、この犯罪被害者支援弁護士制度というのは、この制度の肝は、これまでだといろいろなこういったものを受けたときの相互紹介というのから、相互取次へという、この相互取次がいかによくできるかということが肝要だという、そういうふう理解してよろしいのでしょうか。

それともう一つ、実施が令和8年うんぬんとなっていましたけれども、今の見通しでは、いつからこれ立ち上がるのか分かりましたら教えてください。

○大山犯罪被害者支援課長 ありがとうございます。相互取次については、今は、こういう相談場所があるのでぜひ相談してみてくださいと御案内にとどまってしまう部分が多いのが現状です。もちろん個別に顔の見える関係をつくって相互に取り次いでいる地方事務所もありますが、少ない数にとどまっているため、このような重大な被害に関しては、なかなか自らアクセスできないという被害者の立場を考慮して、相互取次が肝になっていくと考えられ、センターとして目指すべきであろうと考えております。

それともう一点、施行時期に関しましては、目下協議中であり、早期の制度開始を目指し鋭意頑張っているところですが、システム構築など長期的な課題もあり開始時期についてはっきりお答えできません。申し訳ありません。

○中山顧問 分かりました。

○村木座長 ありがとうございます。でも、これが動いたらすごいですよね。随分福祉の分野もワンストップの相談窓口とか伴走型支援とかいって、こういうものを目指動きがずっと言われ続けてきたんですけれども、なかなかその形を実現できなかったんですけれども、これだけ非常に厳しい状況にある方をしっかりプロが相互取次までやってという形のモデルができれば、やっぱりすごい価値が大きいかなという感じがしますよね。

ほかに、よろしゅうございますでしょうか。随分、今日は、駆け足になりましたが、大事なテーマを皆さんに御説明をいただき、御議論できたかなと思います。時間がもうほぼ来ておりますので、本日の顧問会議はこの程度にさせていただきたいと存じます。

事務局から連絡事項がありましたらお願いをいたします。

○高橋事務局長 事務局から御連絡させていただきます。

本会議の議事録作成についてでございますが、これまでと同様、事務局において原案を作

成し、御出席の顧問の皆様にご確認いただいた上、さらに座長に全体をご確認いただき、ホームページで公表するという手順を考えております。いかがでしょうか。

事務局からは以上でございます。

○**村木座長** では、そのようにさせていただきます。

それでは、最後になりましたが、名執理事から一言お願いいたします。

○**名執理事** 理事の名執でございます。顧問の先生方には、お忙しい中お集まりいただき、貴重な御意見と御示唆を大変ありがとうございました。心より御礼申し上げます。

今日のテーマは、様々な分野での地域連携ということでありました。法テラスでは、日々の自らの業務の中で、法的支援が行き届いていない対象というものを考えながら、今日御説明したような新しい分野や対象者のニーズを把握して活動の幅を毎年のように広げてまいりました。

その中で、旧統一教会の問題のように、外からの要請によって対象の範囲を拡大してきたものもありますけれども、その際にも多くの関連分野と協力して、利用者の方の複合的なニーズにできる限り対応できるよう、福祉をはじめとする他の分野や心理専門家、関係機関などとも連携して、ワンストップで情報提供と必要な法的支援につながるような工夫を重ねてまいりました。その結果、犯罪被害者やひとり親のワンストップ相談会を開催するまでに進展したり、またその経験が法教育にまで拡大するような取組にも進展してまいりました。

今日御説明申し上げましたとおり、自治体を含めた様々な地域連携を通して範囲も対象も広がってまいりましたけれども、大事なことは、各地において困り事があっても手を挙げられない方にどう法的支援を届けられるか、また認知されるべきニーズを見逃していないかということだと思っております。非常に予算の制約が厳しくて、中には今日もお話にあった寄附金で賄わざるを得ないような状況もありますけれども、頂いた御意見を取り入れながら、今後も計画的に取り組んでまいりたいと思っております。

ほかにも課題山積ではございますけれども、引き続きの御指導と御支援をよろしくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

○**丸島理事長** ありがとうございました。

○**村木座長** ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第23回の顧問会議を終了させていただきます。議事に御協力ありがとうございました。

午後3時03分閉会